

知って得する! 法律コラム



弁護士 松本達也

いたずら注文の代償! 無断キャンセルの法的責任とは?

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋茗番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。1年は早いもので忘年会シーズンが近づいてきました。

飲食店にとって忘年会シーズンはコース料理での注文がメインとなり客単価も高いため、非常に大切な時期です。しかし、残念ながら予約問い合わせには、キャンセルがつきものです。しかもそれが無断キャンセルであった場合には、飲食店には経済的被害も発生し、食品ロスにも繋がってしまいます。

本日は、飲食店支援に携わらせていただいている弁護士松本から、無断キャンセル(No-show)の法的責任を解説させていただきます。

2 無断キャンセルに刑事責任は成立する?

(1) 偽計業務妨害罪

お店の営業を妨害する目的で無断キャンセルを行った場合は「偽計業務妨害罪」という犯罪にあたる可能性があり、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

偽計業務妨害罪は、あまり聞きなれない犯罪だと思います。数年前に横行したいわゆるバイトテロ(従業員がバイト先の店内で悪ふざけをする様子を動画に撮り、それをSNSに公開したところ、拡散してしまうなど)の事案などで、当該行為がお店に対する偽計業務妨害罪(方法によっては威力業務妨害罪)に該当するということがありました。

刑法上偽計業務妨害罪は、「虚偽の風説を流布」し、または「偽計を用い」て、人の「業務を妨害」することをいうと規定されています。「虚偽の風説を流布」?し、または「偽計を用い」?とはいったいどのような犯罪を指すのかということですが、簡単に言いますと、事実と異なることを伝えたり、人をだましたりして業務を妨害することをいいます。

具体例としては、お店を困らせるためだけの目的で、居酒屋のコースを10人分予約し、実際にはお店に行かないような無断キャンセルの事案が偽計業務妨害罪にあたります。

(2) 軽犯罪法

他にも、他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害したとして、軽犯罪法1条31号(業務妨害)に該当する可能性もあります。軽犯罪法は、軽微な秩序違反行為に対して拘留、科料の刑を定める日本の法律で、その他に凶器携帯(第2号)、侵入具携帯(第3号)、行列割込み等(第13号)などがあります。

軽い気持ちのいたずらでも軽犯罪法に該当する可能性がありますので、当たり前ですが絶対にやめましょう。

3 無断キャンセルの民事責任とは?

お客さんから「特定の日付にお店を利用したい」と申し出があり、お店側が「それでは当日ご来店をお待ちしています」と電話もしくはメールなどでやり取りがあった場合、民法上は、お客さんとお店との間に契約が成立します。

そのような契約があるにもかかわらず無断キャンセルしお店を利用しないことは、お客さん側が、契約に基づく義務を果たさないと民法415条の債務不履行に該当する可能性があります。

債務不履行に該当する場合は、材料代や人件費などの損害をお店側がお客さんに対して請求できることとなります。

4 さいごに

飲食店に「海老ヒレカツ定食」16人前(販売価格約3万円)と「アラビアータパスタ」など17点(販売価格約1万6000円)のいたずら注文をしたとして、男らが偽計業務妨害容疑で逮捕されるという事件が今年の6月にありました。

逮捕に至るケースは稀であり、残念ながら被害店舗側は刑事告訴も民事上の損害賠償請求も行わず泣き寝入りというケースが多いです。今回の逮捕によって同じような被害に遭う飲食店が1店舗でも減ることを願っています。

今年は昨年よりも忘年会を実施する企業様が多いのではないのでしょうか?やむを得ず予約をキャンセルする際には飲食店のためにも是非ともお早めにお願いたします!